招集期日　平成２０年９月３日（水曜日）

招集場所　入間市庁舎（Ｂ棟）５階第１委員会室

開　　会　９月３日（水曜日）午前　９時３０分

閉　　会　９月３日（水曜日）午前１１時０７分

出席委員	委員長	山本秀和	副委員長	齋藤國男
	委　員	山下修子	委　員	金子健一
	委　員	駒井　勲	委　員	堤　利夫
	委　員	田中智義	委　員	近藤常雄

欠席委員　な　し

説明のため出席した職員	企画部長	総務部長
	消防長	議会事務局長
	関係職員	

委員会に出席した事務局職員　　佐　藤　　智

△　開会及び開議の宣告（午前　９時３０分）

委員長　　ただいまの出席委員は８名であります。定足数に達しておりますので、これより総務常任委員会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

△　議事

委員長　　これより議事に入ります。

当委員会に付託されました案件は、条例４件、補正予算１件の計５件であります。

審査の日程につきましては、既にご配付のとおり本日１日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めます。

よって、審査の日程は、本日１日とすることに決定いたしました。

次に、議案審査の順序につきましては、既にご配付のとおり議案第73号、74号、75号、76号を審査し、続いて議案第86号のうち所管のものの順に行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めます。

よって、審査の順序はただいま朗読した順で行います。

ここで、関係者以外の方の退席を求めます。

〔関係者以外退席〕

委員長　　ここで休憩いたします。

午前　９時３１分　休憩

午前　９時３２分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

△　議案上程

議案第７３号　入間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

委員長　　まず、議案第73号　入間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長　おはようございます。それでは、議案第73号　入間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部が改正されたことに伴う条例改正でございます。地方自治法の改正は、法第203条におきまして議会議員の報酬が他の行政委員会の委員等の報酬と同一条項に規定されておりましたものを分離し、第203条で議会の議員について、行政委員会については新たに第203条の２を設け、委員の報酬、費用弁償、支給方法について規定したものであります。

　したがって、これらの法改正に伴い当市で関連する４つの条例、すなわち入間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、入間市議会の議員の期末手当の固定に関する条例、入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、入間市特別職報酬等審議会条例のそれぞれ関係する条文の一部を法律の改正にあわせて一括改正するものであります。

　なお、この条例は、公布の日から施行したいものであります。

　以上で提案の理由の説明を終わります。

　よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

委員長　　これより質疑に入ります。

　質疑を願います。

〔(なし）と言う人あり〕

委員長　　なければ質疑を終結いたします。

　これより討論に入ります。

〔(なし）と言う人あり〕

委員長　　なければ討論を終結いたします。

　これより採決いたします。

　本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし）と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△　議案上程

議案第７４号　入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

委員長　　次に、議案第74号　入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長　では、続きまして、議案第74号　入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、市職員の年次有給休暇及び特別休暇に関する一部改正でございます。年次有給休暇につきましては、公庫の予算及び決算に関する法律第１条に規定する公庫の職員であった者が引き続き市職員として採用された場合の年次有給休暇の日数を定めておりますが、株式会社日本政策金融公庫法の成立により、該当する公庫が沖縄振興開発金融公庫の一つになることから、条例の一部を改正するものであります。

次に、特別休暇につきましては、平成21年５月21日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行されることに伴い、特別休暇の事由に裁判員を追加するものであります。

なお、この条例中、年次有給休暇に係る部分は平成20年10月１日から、特別休暇に係る部分は平成21年５月21日から施行したいものでございます。

以上で提案の理由の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

山下委員　これ裁判員のほうなのですけれども、特別休暇の上限とか、大体どのくらい日数的なことは見込んでおられるのでしょうか。

企画部参事兼職員課長　大体かかるもので、４日とか、５日とか、そういうふうな形のものが標準的には示されてございますので、かかる日数ということになるかと思います。

以上でございます。

山下委員　ありがとうございます。職員の方の反応というのは、おしなべてどんな感じでございますか。差しさわりがなかったから、ご存じの範囲でお願いできればと思います。

企画部参事兼職員課長　具体的にはまだ示してございませんので、その反応についてはどうこうということは、今のところこちらには届いてございません。ただ、条例の提案に際しては、組合等についてもこの説明をしてございますので、納得をいただいておるというふうに感じております。

以上でございます。

金子健一委員　関連してこの裁判員の問題ですけれども、なかなか今国民の中ではこの裁判員制度というのが定着していないというか、定着していないどころか、まだほとんど理解されていないという実

態もあるわけなのです。その点で、今ここでは入間市職員に限られるわけですけれども、市の執行部の側から職員に対するこういう制度があるのだよとか、あるいはどういう制度なのかとか、そういう説明というのはどこまでされているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長　現在、これについて市の執行部として、ここに制度があるということで周知をしているということはございません。それぞれが理解をしているというふうに考えておりますけれども。

　以上です。

金子健一委員　それぞれの理解というのは、せいぜい新聞報道とか、そういうものに限られてしまうわけなので、これは日本国民１人が被疑者となった場合、被告となった場合、その人の前途を将来左右するような大きな問題でもあるので、もっときちっと理解をしてもらう、そういったことも考えないと、このまま実施されると市の職員の中でも巻き込まれてしまう。市民もそうですけれども、巻き込まれてしまって右往左往するということも起こりかねないと思うので、こういった今ある制度そのものの問題点もありますけれども、やっぱりきちっと周知をした上でこういう条例をつくっていかないといけないのではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

企画部参事兼職員課長　職員研修等ございますので、そういう機会をとらえてこの制度について周知を図っていくというような形で考えさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

山下委員　議案第74号に反対の討論を行います。

その理由は、職員が特別休暇を受けることができる事由に裁判員として出頭する場合を追加する改正点が含まれていることによります。来年５月に始まるとされている制度であり、現にそのための準備行為が各地裁と支部において進められている、そういう状況がありますけれども、国民の約80パーセントほどが参加したくないとしているこの制度そのものに反対であります。

国会で通過してしまった裁判員法ですが、このところやっと各政党が慎重論や実施延期を求める方針を明らかにしております。しかしながら、本条例の改正に反対した場合、成立している法との狭間で当市の職員は特別休暇を受けられないのではないのかという批判を生じることになりましょうけれども、制度のスタート中止と法の見直し、廃止を求める世論形成を図る住民と国民の声に呼応すべく、本条例の改正には反対いたします。

本議案の提出に先立って、人事院は本年５月に国家公務員が裁判員や裁判員候補者に選ばれたときに、休暇をとれるように人事院規則を改正いたしました。これを受けて総務省は、地方公務員も同様にすべく都道府県などに要請し、全国で約320万人の公務

員が制度に参加する道を開こうとしております。しかし、問題だらけのこの制度は、辞退すれば処罰されて違反金が科され、公判進行中から終了後に至る日々、内容については生涯の秘密としなければならず、義務教育終了だけを資格要件とし、くじ引きで無作為に選ばれた人々に科するにしては、余りにも重い誓約であります。実際には裁判員はお飾りで、国民に対する見せしめの強制動員、アメリカの意向を酌んだ現代の赤紙でありますから、本議案の改正は認めることはできません。最大限譲歩したとしても、前提として代用監獄の廃止や取り調べの全面可視化、迅速なすべての証拠開示、裁判員裁判か職業裁判官裁判を望むかの選択制の導入、この４点を必要な最低条件として裁判員法に盛り込むべきと考えるものであります。

以上、討論といたします。

委員長　次に、賛成の方。

〔(なし）と言う人あり〕

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし）と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号　入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長　　起立多数であります。

よって、議案第74号　入間市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

△　議案上程

議案第７５号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

委員長　　次に、議案第75号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部に説明を求めます。

提案理由の説明

企画部長　次は、議案第75号　公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

今回の改正は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正され、平成20年12月１日に施行されることに伴う条例改正でございます。

改正の内容としては、派遣先となり得る団体が民法第34条の規定により、設立された法人から一般社団法人または一般財団法人と規定されたことに伴い、派遣等に関する法律の題名が「公益法人等」から「公益的法人等」へ改められました。

この改正に伴い、当市が関連する３つの条例、すなわち公益法

人等への職員の派遣等に関する条例、入間市職員公務災害見舞金支給条例、公益法人等に派遣された職員の災害補償に係る処遇の特例に関する条例について、それぞれ法律の改正にあわせて一括改正するものであります。

なお、この条例は、平成20年12月１日から施行したいものであります。

以上で提案の理由の説明を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

委員長　　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

田中委員　今部長からご説明があったわけなのですけれども、基本的によくわからない部分があるのですが、今までの公益法人と、それで今回拡大されて公益的法人、今言われた一般的社団法人いろいろあるわけなのですけれども、具体的にはどの部分が拡大されたのかという部分含めてもう少しわかりやすく説明していただければありがたいのですが。

企画部参事兼職員課長　基本的には、この条例上でうたう部分については変わりがないということでご理解をいただきたいと思います。ただ、一般社団法人、それから一般財団法人という区分けでございますけれども、一般社団法人については社員２名以上で設立が可能だとか、それから設立に対しては、財団法人については設立時に300万円以上の財産を拠出しなければいけないとか、そういう

細かい規定が若干変わっているということでございます。

それから、あと公益法人そのものについては、今までは主務官庁が一つ一つ持っていて、それに対しておろしていくと。あれ県だったのかな。

〔(県知事ですね) と言う人あり〕

企画部参事兼職員課長　県知事が許認可をするというような形だったのですけれども、主務大臣ができると、主務大臣になってきたというようなことがまず変わった1点だと思います。

基本的な部分としては、一般的に法人格をとりやすくしてやるということですけれども、公益的法人については必ずその主務大臣の事業認可を受けなければいけないというような規定になってございます。ですから、今までの、今とっているところについては、そのまま申請すれば当然今の状態で継続ができるということですけれども、新しいところも少しはとりやすくなってきていると、その社団法人、財団法人についてはやはりとりやすくなってきているのではないかと、今までよりは思われます。

以上です。

田中委員　法改正に伴う名称変更というふうには理解はしているのですけれども、やはり基本的に国のほうで公益法人の改革をずっと進めていますよね。その中で、審議会等でいろいろ協議したり、検討してきてその法改正がなされたということを考えたときに、執行部として今までの公益法人に関する問題点、それから今改革を進めてこの法律ができたわけなのですけれども、基本的に問題点と

これからの方向性というのをどのように認識しているのか。

企画部長　原点が、今職員課長説明いたしましたけれども、これまでの民法第34条に基づく公益法人というのは、公益性があって営利を目的としないというふうのあったわけですが、この２点が重要なポイントだと思うわけです。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が新たにできまして、ここの中では公益性でなくても営利を目的としなければ法人として成立できるという形に変わったわけです。ですから、今までは34条は公益と営利が両方ともクリアしていなければいけなかったのですけれども、公益でなくても営利を目的としなければいいと。その範囲まで枠を広げたところまでは市の職員を派遣できるというところまではしましょうということなのですが、ただこれも当市の条例にありますように、派遣する場合については今条例で振興公社と社会福祉協議会って議会の議決を経てもう入っていますので、広げる場合には当然議会の議決が必要になります。したがって、そこで歯止めはかかるかなと何か私は思っています。広げた部分については、今後そういう財団ができて、市との連携を結んで市民サービスに大きく貢献できるという、連携できるという財団ができるのであれば、市としてはそこに派遣をしてもいいのではないかということは考えられるわけです。ただ、今のところその想定する法人、社団法人は想定は今のところありません。現在ある振興公社と、それから社会福祉協議会が一応規定されておりますので、その範囲内というふうな形になろうと思います。逆に言いますと、そのところから今

職員を引き揚げている状況でありますので、ちょっと法律の枠の拡大からすると、流れとしては今当市の場合には逆の流れになるかなと思いますけれども、そういう状況でございます。

以上です。

田中委員　大まかに理解させていただきました。

最後に、１点だけなのですが、今言われたでは入間市が派遣しているのは振興公社と、それから社会福祉協議会、そういうもの引き揚げ状況にあると。これもう完全に引き揚げてしまったのでしたっけ。まだ残っているのですけれども、状況についてお願いします。

企画部参事兼職員課長　社会福祉協議会のほうに１名派遣が残ってございます。ということで、１名だけ今残っておる状況であります。

田中委員　はい、わかりました。

山下委員　一字だけの改正ではあるのですが、公益と公益的となりますとグレーゾーンといいましょうか、あいまいなところが、幅が出るというような印象を私などは持ってしまうのです。そういう中で、当市は引き揚げてきている、そういう傾向にあるわけですけれども、こうした法律改正の要望のポイントみたいなものはどのあたりから国のほうではあれなのでしょうか、全体的に。何か求める人がいて変わっていくのか、それとも内閣法制局みたいなところで、これは時代にそぐわないからこうしようみたいなことやっているのでしょうか。

企画部参事兼職員課長　恐らくそういう要望もある、それから行政改革だ

とか、そういう部分の中でもやはり主務官庁があるいは今後どうするかというような部分があったもんで、いろんな形で二重、三重にやらなくてはいけない複雑な許可制だとか、そういう部分を少し改めていこうというような部分があったのではないかと思います。それと、公益法人や要するに一般社団法人だとか財団法人を設置しやすくして、そういう社会貢献できる枠を広げていこうというような部分があったのではないかと思います。

それから、公益法人と公益的法人という部分のくくりなのですけれども、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律というのに公益法人は何と言うかというと、公益社団法人と公益財団法人を言うということでございますので、それで公益の認定を受ける場合には公益的事業を行う一般社団法人または一般財団法人は行政庁の認定を受けるということになっていますので、そういうようなある程度何でもかんでも公益的な部分に認めるのではなくて、これ標準として認めるのではなくて、ちゃんとした形の基準があるものについて公益法人だよということを認定しているということだと思います。そういうことです。

以上です。

委員長　　ほかにありませんか。

〔(なし）と言う人あり〕

委員長　　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし）と言う人あり〕

委員長　　なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし）と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前　９時５４分　休憩

午前　９時５５分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

△　議案上程

議案第７６号　入間市税条例の一部を改正する条例

委員長　　次に、議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

提案理由について、執行部より説明を求めます。

提案理由の説明

総務部長　それでは、市税条例の改正概要につきましてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成20年４月30日に公布されたことに伴い、入間市税条例の一部を改正したく提案させてい

ただくものでございます。

　主な改正は、個人市民税に関する３点でございます。まず、１点目でございますが、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しでございます。いわゆるふるさと納税という形になります。地方公共団体の寄附金については、従来は10万円を超えた分を所得控除できることになっていましたが、今回の改正で5,000円を超える分につきまして全額控除が受けられることになりました。上限はありますが、所得税と合わせて5,000円を超える分の全額を控除できることになるわけでございます。このほか、共同募金会及び日本赤十字社に対する寄附金につきましても所得控除から税額控除で変更になりますが、税率と同じ率を乗じた額が税額控除されますので、実質の税の軽減は変わりはございません。なお、施行日でございますが、平成21年４月１日付で、ことし寄附された分から対象になるものでございます。

　次に、２点目の公的年金等からの個人市民税の特別徴収制度の導入につきましてご説明申し上げます。これは、公的年金受給者の納税の利便性の向上を図る、そのためでございます。また、徴収の効率化を図るために導入されるというような点でございます。内容でございますが、65歳以上の公的年金受給者に対して公的年金等に係る個人市民税を公的年金等から特別徴収するものでございます。施行日は、平成21年４月１日付で、平成21年10月支給の年金分から特別徴収が開始されるものでございます。

　最後に３点目でございますが、上場株式等の譲渡益、配当の軽

減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大でございます。これは、株式市場の活性化を図るため平成16年度から導入されまして、当初５年間、昨年度の税制改正で１年延長され、計６年間の特例措置でございました。本則の税率は、所得税が15パーセント、住民税が５パーセント、うち市民税が３パーセント、県民税が２パーセントの計20パーセントでございますが、軽減税率では、所得税が７パーセント、住民税が３パーセント、うち市民税が1.8パーセント、県民税が1.2パーセントの計10パーセントとなっております。今回の改正では、その軽減税率を廃止するとともに、その経過措置として平成22年度、平成23年度の２年間、500万円以下の譲渡益及び100万円以下の配当に対しましては軽減税率を適用することになりました。また、損益通算範囲の拡大としまして、平成22年度分以後の個人市民税について、その年分の上場株式等の譲渡損失またはその年の前年以前の３年以内の各年に生じた譲渡損失があるときは、上場株式等の配当所得から控除することになるものでございます。この規定につきましては、平成22年４月１日から移行するものでございます。

以上が税制改正の内容です。

よろしくご審議のほどお願いします。

委員長　　これより質疑に入ります。

質疑を願います。

金子健一委員　この問題は総括質疑でかなり詳しくやられているので、あらかた理解をしているわけなのですが、幾つかお聞きしたいのは、

１つ、納税猶予などの申請があった場合のことについて、総括質疑の中では相談があれば詳しくよく聞いて対応していきたいというお話だったのですけれども、実際にはこれ申請は市にあるけれども、天引きするのは社会保険庁、こういうことで、やはり時間がかかるとか、実際の手続にはすぐ対応できないのではないかなという、そういう心配があるわけなのですが、そういった点ではどんなふうにお考えでしょうか。

市民税課長　納税猶予につきましては、できるということで解釈してもらって結構だと思います。

金子健一委員　スムーズにいくのですか。さっとできてしまうのですけれども。できるというのは、大体は了解しているのですけれども。

市民税課長　市民税課の関谷主幹より答弁させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員長　　はい、どうぞ。

市民税課主幹　社会保険庁、間にちょっと金融機関入りますけれども、データのやりとりですので、基本的に年金特徴は税額変更等がございましたら中止になります。普通徴収の切りかえになりますので、そのデータのやりとり。ですから、月次処理という形になりますけれども、連絡自体はスムーズにできます。連絡するのは、市が金融機関を通して社会保険庁なりということになりますので、時間的なロスはほとんどないと考えております。

金子健一委員　では、この点は理解しました。

それから、上場株式の損益通算の判定ですね。上場株式、それ

から配当ですね。この損益通算に上限がないと、想像するに幾らでもできるのかなと、そんな印象を持つのですが、この辺はなぜこういう形になっているのか、教えていただきたいのですが。

総務部次長　上限がない理由でございますが、通常預金金利の場合には要するにマイナスということがないわけでございますので、利率が低いにしても必ずつくというものに対して、株式譲渡についてはリスクを伴うものですから、昨年度ですと、平成18年が非常に法人関係よかったものですから、非常に株式も好調だったのですけれども、去年あたりかなりその人たちが損益をこうむったの多いわけなのですが、そういうリスクがどうしてもあるものですから、それらを３年間通算するということになっているのだというふうに解釈しております。

金子健一委員　わかりました。

山下委員　ふるさと納税の寄附の方法ですけれども、インターネットを利用した受け付けなどもなさるのですか。

総務部次長　寄附金控除の関係のインターネットということの申し出ということなのですが、今現在入間市で考えているのは、寄附の申し出を受けて、申出書を書いていただいて、そこでお金を、現金をいただいて、翌年に申告で控除を受けるという方式を考えていまして、市町村というか、地方、ふるさと納税をかなり期待できるところというのはインターネットでいつでも申し込んで、納付書が送られてきて納付書で納めると、非常に合理的な方法をとっている市町村もあるようでございます。とりあえず入間市の場合は、

今のところそこまでは言えていなくて、多分それは本会議でもちょっと話題が出たようですが、多分そんなに入間市の場合はふるさと納税を納めて、入間市にこれ納めてくれる方が少ないであろうということで、今のところはそんなに考えていなくて、いずれはこの制度ずっと続いていきますので、ニーズに応じてもっと寄附しやすい環境は検討していく必要があるというふうに思っております。

山下委員　自治体によっては、インターネットから受け付けるところあるようですよね。方法をちょっと調べてみましたら、市に申し出て、寄附番号を聞いてアクセスして、金額を入力して、それで後日領収書を送ってくるようなのです。余り予想されないとしても、こういう時代ですので、いずれはそういう窓口もつくっておいたほうが、ひょっとしたら実行なさる方もいるかもしれないと思うのですけれども。

総務部次長　ふるさと納税につきましては、税の控除は市民税課が担当して税の控除をするわけなのですが、実は租税、寄附を受けるほうが市税のほうとかなり密接に情報交換をしているのですけれども、実は企画部がやっておりまして、企画部のほうにはその旨、前にもその話題が出たのですけれども、もっと要するに寄附しやすい環境は実際としてつくっていく必要あるだろうという話はしてございまして、そういう意味で多分先々はそういう形になるだろうというふうに思っております。

山下委員　予想される寄附とそのための経費考えたときにやっぱりバラン

スが必要だと思いますので、慎重に対応をお願いしておきたいと思います。

駒井委員　ふるさと納税というのは、振り込みか何かで地方に行っている人が入間市に振り込むような格好なるのでしょうか。

総務部次長　先ほど山下委員からもあれあったのですが、インターネットでそういう申し込みすることもできる市町村もありますし、そういう便宜を図っているところあるのですが、入間市の場合は現在はそこまで考えていなくて、申し出を受けて要するにお金を持ってきていただいて領収書を発行するという、ちょっとそういう意味では必ずしも積極的なやり方ではないと私も今思っていまして、それはいずれ改定させてくる予定で、もっと簡単に申し出があったら納付書を送って、入った時点で証明を送るとかいう方法は今後検討したいというふうに思っております。

駒井委員　大阪にいる人が、有名人がお金を持ってくるといってもなかなかあれ持ってこられないですから、だから振り込みとかそういう格好になると思うので、そういうもし振り込みになった場合には振り込み手数料なんかはこっちで負担する格好になるのでしょうか。

総務部次長　通常例えば商取引の中では、支払いをする場合にはその手数料というのは当然受ける側が負担するという原則が多いようですけれども、今市のほうで実は今その部分かなり高かったものですから、その負担については今のところ検討もまだしていないのですが、そういう申し出があって、例えば現金で現金領収、小切手

とかそういう形で送っていただければ、それは今でも対応は可能だというふうに思っていまして、わざわざ入間市に来て寄附しなければ寄附金の控除は受けられないということはまずしないつもりでいるのですけれども、振り込みの場合のその手数料は今後検討していく必要があろうかなというふうに思います。

駒井委員　大したあれではないですが、その振り込み手数料は税額控除になるのかならないのかという、税金としてなれば違ってくるのかなという感じがするのです。

総務部次長　税控除のほうは、もし市のほうで寄附受ける側が振り込み手数料を負担するということになると、寄附された金額はその差額という考えになるかと思いますが、その手数料だけがうちが払ってその差額が控除額というふうになると思います。

駒井委員　わかりました。

田中委員　ふるさと納税に関してなのですけれども、基本的に入間市の場合には出ていくほうがあっても受け手のほうは少ないだろうという前提で考えていらっしゃるのかなと、そんなふうには思うのですけれども、今山下委員さんから話があった中で、入間市の場合には申告書、それから現金を持ってきてもらうという形ですよね。それはそれでわかるのですが、要は税額の軽減額については、要は単身、それから家族構成、それから所得の金額によって控除の金額が全く違ってきますよね。全額控除ではないですから、例えば年収500万円の人が10万円寄附したときには、単身の場合には４万5,100円の軽減になったり、それから夫婦のみだったら４万

1,800円、それから子供がいれば10万円寄附したときには２万7,900円とか、いろんな方、ケースが違いますよね。ということは、では寄附したいといった場合に、寄附するほうとすればその寄附した金額ができるだけ税額の軽減に、全額に近い形の中で適用されたいと思うはずですよね。と考えたときに、では窓口に来ました、しますというときに金額決めていない場合には、では幾らぐらいが一番お得ですよという話は、それは担当課のほうでなされるのですか。

総務部次長　担当では当然そういう指導をしていく予定でございますが、問題はことし寄附するとして来年の市県民税、要するに平成21年度の市県民税の寄附控除ということになりますので、そうなると要するに所得って毎年変動しているものですから、いわゆる所得割の10パーセント程度が限度というふうに言っていますので、その場合の１割が限度の中が前年とほぼ変わりなければそのように指導はしていけると思っておりますけれども、そこに大きく変更があったりすると、去年の所得から例えば５万円寄附したら４万5,000円の控除が出て、5,000円は自腹になりますよというような説明でいくのですけれども、問題はことしの１月から12月までの所得が前年とほぼ変わらないのかどうかという、その辺のちょっと問題はあるのですけれども、そういう説明はしていきたいと思います。

田中委員　わかりました。

あと、ふるさと納税の関係であと１点お伺いしたいのですけれ

ども、地方公共団体に対する寄附金税制の見直しということで、ふるさと納税、ほかの市町村、県でもいいですよと。これわからないのですけれども、自分の市に、入間市民が入間市に寄附した場合の税制制度も変わります。変わると理解していいのですか。

市民税課長　他市に寄附するのと同じような形で自分の市に、入間市に在住の方が入間市に寄附することも可能でございます。

田中委員　ということは、今までは市に寄附した場合には適用限度額が10万円、それが今度5,000円になるということですよね。これに関してまず１点目聞きたいのは、これは指定寄附という形でよろしいのですか。それはできないのですか。

市民税課長　指定寄附ということではございません。

田中委員　例えば緑の基金に寄附したいとか、そういう形のことはできないの。

総務部次長　今現在寄附金の受け入れの使用先とかあるようですが、緑の基金と福祉関係と教育関係に使うか、それかあとは市長にお任せをという選ぶ欄がございまして、例えば私は緑にしたいということで緑に丸つけていただければ緑の基金のほうに行くような形になっていまして、とりあえず窓口としては緑の基金の場合にはみどりの課で受けましょうと、今ちょっと話が出ましたけれども、福祉は福祉と。教育委員会も教育委員会で受けることになっていまして、一般財源として市長にお任せの部分については財政課で寄附を受けるという形でございます。

田中委員　幾つか100万円寄附したい、何に寄附するという形の中で相談

に乗った件もあるのですけれども、要はこの税制に関してはふるさと納税といって他市にというニュアンスが強いのですけれども、要は入間市民であって、例えば今言った緑の基金とか、社会福祉協議会とか指定した場合には、税額の控除額になるわけですよね。そういった場合には、やはり何に使われたかわからないからこういう形で使ってほしいという市民も出てくるというふうに私は考えるのですけれども、その点についての認識はどうですか。

総務部次長　申しわけございません。ちょっと私の説明悪くて申しわけなかったです。社会福祉協議会については、今回のふるさと納税の特例控除の適用は実はなくて、社会福祉法人なものですから、特に入間市はそこを指定していないものですから、あくまでも福祉の事業でということでご理解をいただきたいと思うのですけれども、特定寄附がふえてしまう、例えば緑の基金にどんどん、どんどん寄附されるということはその分が、同じ市民だった場合その税金部分が市県民税は補正を除いて１割の範囲内であれば低くなるのですが、そうするとおのずから使えるものは緑の基金に集中してしまうというか、納税者が使う道を特定するというか、そういう考え方になりますので、そこにずっと集まった場合今度一般財源ではちょっと集まり過ぎれば、外から入ってくる部分では歓迎なのですが、市民が特定寄附に集中するとちょっと心配な部分があろうかというふうに思います。

田中委員　わかりました。

委員長　　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　　なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

反対の方から願います。

金子健一委員　議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例について、反対の討論を行います。

今回の改正点は、１、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、２、公的年金等からの個人市民税の特別徴収制度の導入、３、上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大であります。

このうち、地方公共団体に対する寄附金税制の見直し、いわゆるふるさと納税の導入については、財政運営の困難な自治体に対する支援について、国の責任を放棄したまま国民の善意に頼るという問題点はあるものの、寄附をした人の負担を解消するように配慮されていることから、容認できるものです。しかし、残りの２点については、認めるわけにはいきません。

公的年金等からの個人市民税の特別徴収、いわゆる年金天引きについては、対象者が全国で500万人から600万人、入間市では7,000人前後とのことです。単身者で151万5,000円を超える人、配偶者がいると201万9,000円を超える人はその対象となります。公的年金とは、社会保険庁によれば老後の所得保障の主柱として高齢者の老後生活を実質的に支えていくことをその役割としていますとされています。ところが、既に実施されている所得税の源

泉徴収、介護保険料の天引きに加えて、75歳以上の人には後期高齢者医療保険、65歳から74歳までの人は国保税の天引きが行われようとしています。その上個人市民税までもが天引きされるとしたら、公的年金の役割はどうなってしまうのでしょうか。

先日ご夫婦で後期高齢者医療制度に移行させられた方が、「保険料が２人で５万円も高くなっている。とても１回では払えないから分けて払う」と言っておられました。この方が後期高齢者医療保険を天引きされ、個人市民税も天引きされるようになったら生活は成り立たなくなってしまいます。

国も市も「新たな負担がふえるわけではない。払う金額は変わらないのだ」と言い、公的年金受給者の納税の便宜や徴収の効率化を図るためだと言っていますが、実態は違います。年金を受け取った方たちは、税金や保険料、そして生活費など最低限必要な支払いに必死でやりくりをしています。天引きで税金や保険料が引かれてしまえばそのやりくりができなくなり、他に収入がないため大変不安です。しかも、年金以外に収入のある人は、それにかかる住民税を別に計算して納入しなければならない仕組みですから、より複雑になります。納税の便宜などではありません。ここにあるのは徴収の効率化、言いかえれば取りっぱぐれのない安易な方法でしかありません。

次に、上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大について。上場株式等の譲渡益、配当は、本則税率20パーセントのところを2003年から軽減され、税率10パーセント

とされています。金持ち優遇という批判や政府税制調査会を廃止し、わかりやすい制度にすべきという指摘もあり、2008年度末で一たん廃止することにしたのは当然のことであります。しかし、経過措置として、2009年度と2010年度の２年間、500万円以下の譲渡益と100万円以下の配当について、10パーセントの特例を適用することになっています。

上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算の仕組みは、今回の改正で初めて設けられました。金融所得に対する分離課税20パーセントは、所得税の累進課税に比べて税率が有利になるものです。損益通算の上限を設けられていません。この制度は、金融資産を持つ富裕層に対する優遇を広げるものです。

政府はこの間、「貯蓄から投資へ」のスローガンのもと家計部門から企業部門への所得移転の政策を進めてきましたが、必ずしも成功していません。昨年６月、内閣府と金融庁は、「貯蓄から投資へ」のスローガンに関する国民意識調査結果を発表しました。それによると、国の金融政策方針である「貯蓄から投資へ」について、今後株や投資信託をするつもりはないと答えた人が７割以上いることが判明しました。国のかけ声にもかかわらず、「貯蓄から投資へ」について実情は伴っていないことが明らかになりました。株価そのものの下落や金利が上昇し始め、リスクが低い預貯金への関心が高まり、さらには金融商品そのものへの不信感が敬遠を促しているとされています。

こうした背景のもとで、「貯蓄から投資へ」をさらに推し進め

ようとする政策が上場株式等の譲渡損失と配当との損益通算であります。景気が急速に落ち込んでいる今、国のなすべきことは国民の懐を温めて消費の拡大につなげることです。

以上で反対討論とします。

委員長　次に、賛成の方。

近藤委員　議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例について、未来新政会を代表いたしまして、賛成の討論を行います。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成20年１月30日に公布されたことに伴いまして改正するもので、内容につきましては市民が寄附をしやすい環境づくり、年金受給者の納税の利便性の向上など、とかく金持ち優遇税制と批判がありました上場株式にかかわる所得の軽減税率の廃止など、市民の視点に立った改正と理解をしております。

それぞれ具体的に申し上げますと、地方公共団体への寄附金税制の見直しについては、市民がふるさとなど応援したい地方自治体へ寄附をしやすい環境が整備される制度であり、生まれてから高校を卒業するまで1,600万円もの公費が使われているという試算があります。また、自治体の財政面での地域格差が指摘されており、生まれ育ったふるさとにお礼をするという意味でも、市民の選択肢が広がるものであります。入間市にとっては、入ってくるより出ていくほうが多くなるのではという若干の懸念もあるようですが、広い視点に立ち、やむを得ないものであると考えております。

公的年金等から特別徴収制度の導入につきましても、高齢化が進み、年金受給者がふえる中、年金受給者の納税の利便性を図る仕組みとして特別徴収が開始されることは、市民サービスの向上となるものであります。また、年金所得で市民税が課税されるだけでありますので、少額の年金受給者から特別徴収されるものではありません。

上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大につきましても、この軽減税率の廃止は預金利子などの税率とあわせ、金融所得の税率のとおりという本来の制度に戻すものであります。

以上、申し上げましたことを総合的に見て改正すべきであると判断し、賛成の討論といたします。

以上です。

委員長　　次に、反対の方。

山下委員　議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

反対の理由は、公的年金からの個人市民税特別徴収制度の導入であります。国においては、納税の便宜と徴収の効率化を図る観点からの特別徴収と言われておりますが、そして増税ではなく、徴収方法の変更とされておりますが、最大のねらいは後期高齢者医療制度の保険料と同じく事実上の強制徴収で、未納防止がねらいであります。

また、上場株式等の譲渡益、配当の軽減税率の廃止及び損益通

算範囲の拡大にも反対いたします。課税の特例に見られる経過措置を廃止すると言いながらも、なお延長するもので、国民にとって住民にとって公平な税制とは考えられません。

以上、２点を理由といたします。

委員長　次に、賛成の方。

駒井委員　議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例について、入間自民クラブを代表して賛成の討論を行います。

入間市税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成20年４月30日に公布されたことに伴い、必要な改正を行うことであります。

主な改正点が３点ありますが、地方公共団体への寄附金税制の見直し、いわゆるふるさと納税につきましては、市民が支援したい自治体に寄附をしやすくなること、またお世話になった地方公共団体を支援するという市民の個人の意思を反映できる制度であります。入間市の場合、寄附金による歳入の増と市民が他市等へ寄附することによる税収の減との差し引きにおいて若干懸念される部分もありますが、全国的な制度であり、やむを得ないものと考えます。

公的年金等からの特別徴収制度の導入につきましては、高齢化社会を迎え、年金受給者がふえる中、年金納税の利便性を図る仕組みとして特別徴収が開始されることは、市民サービスの向上となるものであります。

上場株式等の譲渡益及び配当の軽減税率の廃止及び損益計算範

囲の拡大につきましては、平成16年度に「貯蓄から投資へ」という国の政策によりこの軽減税率が導入され、６年間の特例措置ということで進めてきたわけですが、預貯金の利子の税率を合わせる今回の改正も理解できるものであります。

以上のことから、総合的に勘案して改正することが妥当であると判断し、賛成の討論といたします。

委員長　次に、反対の方。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

委員長　起立多数であります。

よって、議案第76号　入間市税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

午前１０時２８分　休憩

午前１０時２９分　再開

委員長　会議を再開いたします。

△　議案上程

議案第８６号　平成２０年度入間市一般会計補正予算（第２号）のうち所管のもの

委員長　　次に、議案第86号　平成20年度入間市一般会計補正予算（第２号）のうち所管のものを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

まず、消防所管のものについて消防長より説明を求めます。

概要説明

消防長　　平成20年度入間市一般会計補正予算（第２号）、消防関係の補正予算のご説明を申し上げます。

まず、補正予算説明書の32ページから33ページをお開きいただきたいと思います。目２非常備消防費、大事業、事務費41万2,000円の増額は、消防団車両等の燃料代の増額をお願いするもので、当初の積算に比べ燃料単価が上昇いたしましたことと、あわせまして３年に１回実施をしております消防団ポンプ操法大会が９月に開催されます関係で大会に向けた訓練がより活発に行われていることと、さらには５月２日に発生いたしました、連続放火の事件が１週間くらい続きましたのですが、それらの防止対策といたしまして巡回広報を実施いたしましたことにより、燃料の消費が増加したものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長　　これより消防所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔（なし）と言う人あり〕

委員長　　なければ消防所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で消防所管のものについての質疑は終了いたしましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前１０時３０分　休憩

午前１０時４２分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

次に、企画部所管のものについて企画部長より説明を求めます。

概要説明

企画部長　それでは、議案第86号　平成20年度入間市一般会計補正予算（第２号）における企画部所管のものにつきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入について申し上げます。お手元の補正予算（第２号）説明書でございますけれども、まず10から11ページになります。款17財産収入項１財産運用収入目２利子及び配当金４万4,000円の増額につきましては、株式会社テレビ埼玉株主出資配当金で、4,400株分の入間市に対する株主配当金収入でございます。

次に、12から13ページ、款19繰入金項１基金繰入金目１財政調整基金繰入金３億700万円の減額につきましては、補正予算（第２号）の歳入歳出を精査し、なお留保できる額につきまして財政調整基金へ繰り戻す形で補正をするものでございます。

次に、款20項１目１繰越金３億3,252万6,000円の増額でございますが、平成19年度決算における実質収支額が８億8,252万6,000円と確定をいたしましたので、当初予算額５億5,000万円との差額３億3,252万6,000円を計上したものでございます。

次に、款21諸収入項１目１雑入のうち、埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与費負担金812万5,000円及び彩の国さいたま人づくり広域連合派遣職員給与費負担金740万5,000円の増額につきましては、広域連合に派遣しております職員それぞれ各１名分の給与費の概算額を広域連合から受け入れるものでございます。なお、時間外勤務手当等につきましては、年度末で精算をする予定でございます。

次に、款22項１市債目７土木債1,490万円の増額につきましては、臨時地方道整備事業債、一般公共事業債及び藤沢中央公園地下調整池整備事業債の起債対象事業の変更に伴うものでございます。

以上が歳入でございます。

なお、歳出につきましては、予備費のみの補正でございます。

続きまして、予算書６ページをお開きいただきたいと思います。第２表の地方債補正につきましては変更が３件であり、それぞれ

発行額を変更したいものでございます。

以上で企画部所管の概要説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願いします。

以上でございます。

委員長　　これより企画部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

山下委員　説明いただきました中で、補正歳入歳出の特徴として挙げるものがございましたら１点伺っておきたいと思います。

委員長　　歳入歳出全体ということでよろしいですか。

山下委員　はい。

財政課長　今回の一般会計の補正予算（第２号）につきましては、基本的に歳入につきましては国及び県の交付決定等額の内示等があったものについて計上させていただくと同時に、繰越金を計上させていただいて、歳入歳出でなお財源が余裕があった分につきまして、今後の財政運営等を考慮して財政調整基金の繰り戻しをさせていただいております。

また、歳出につきましては、緊急性ですとか重要性、それと施設等につきましては安全性を重視しまして査定をさせていただいております。特に今回は、補助金の関係での歳出の増額ですとか、あと国保連合会等の調整での結果による科目の変更等もさせていただいている状況であります。大まかに言うと以上のような状況です。

金子健一委員　１つだけちょっと理解できないので、教えていただきたい

のですが、雑入の説明があった２件、後期高齢者医療広域連合派遣と、それから彩の国さいたま人づくり広域連合派遣職員、これが補正で出てきたということの意味はどういうことなのですか。

企画部参事兼職員課長　ご承知のように平成19年度から広域連合について、後期高齢者ですね。については、平成19年度から職員を派遣してございますけれども、細部にわたる調整がおくれたということでなかなか広域連合から示されていなかったということでございます。現に平成19年度についても補正が、対応が間に合わなかったということで補正対応をしてございません。当然のことながら平成20年度の当初予算にも、その計上をどういうふうにしていいかということが伝わっていなかったということで今回補正で対応させていただいたと。

　それから、彩の国さいたま人づくりという広域連合の部分については、以前からここへ派遣をしてほしいと連合のほうから依頼がございましたけれども、当市では平成19年度やっと、採用をずっと見合わせてございましたので、少ない人数の中で職員を送り込むことがなかなかできないということで、ぎりぎり平成19年度やっと職員が採用できたということで、では平成20年度からやっとできる状況になったということで、もうぎりぎりの線で検討をしたということでございまして、こういう結果に、当初予算に盛り込めなかったということでございます。

　以上でございます。

田中委員　財政調整基金を３億700万円繰り戻したわけですけれども、普

通年間通してみると当初予算で査定して、かなり各課の要望を切ってきているわけですよね。そういう中で、議員先ほどのお話のとおり事業精査して、緊急性とかいろいろ考慮しながら出せる範囲でとどめたということとなると、各課の要望の中で積み残した部分というのですか、緊急性が必要でなくて来年回していいというか、とりあえずは大丈夫だろうといったような形で精査したと思うのですけれども、各課の中で積み残した金額というのは総額で大体どれくらいに当たるのでしょうか。

財政課長　各課の要求に対して、総括のほうでも部長の答弁ありましたように、84パーセントぐらいの充当といいますか、査定率になっております。それで、金額的には新年度での対応ですとか、そういうふうな形で査定させていただいておりますのが1,700万円程度となっております。

〔何事か言う人あり〕

財政課長　ええ、1,700万円査定減をさせていただいております。

田中委員　査定減。

財政課長　はい、各課の要求に対してですね。

〔何事か言う人あり〕

財政課長　はい。では、具体的に各課からの要求の集計が１億803万4,000円。それに対しまして先ほどの精査した査定減が1,738万3,000円で、実際に予備費等の調整も含めて査定で今回補正させていただいているのが9,140万7,000円になっております。

田中委員　では逆に言うと、市民要望からすると、各課の中でもかなり絞

り込んで出してきているというふうにとらえてよろしいのですか。

財政課長　はい。各課のほうもやはり補正予算ということがありますので、緊急性等を考慮して絞り込んで要求をしていただいていると思っております。

田中委員　はい、わかりました。

委員長　　ほかにありませんか。

〔（なし）と言う人あり〕

委員長　　なければ企画部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で企画部所管のものについての質疑は終了いたしましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前１０時５３分　休憩

午前１０時５５分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

次に、総務部所管のものについて総務部長より説明を求めます。

概要説明

総務部長　それでは、平成20年度一般会計、９月補正予算の関係でございますが、第２号関係につきまして、総務部所管の補正予算について概要を申し上げます。

今回の補正は、歳出のみの補正でございます。補正予算説明書

に基づきましてご説明申し上げます。16ページから17ページをお開き願います。款２総務費項１総務管理費目１一般管理費、大事業、庁舎管理費、中事業、修繕費1,007万9,000円の増額につきましては、市庁舎の通常時の電気操作、制御及び非常灯用電源装置の老朽化によりふぐあいが発生いたしました。緊急に対応する必要があることから蓄電池を仮設にて対応していますが、電気設備の安定的な通電の確保をするため、蓄電池及び整流器用の部品等の交換、修理の実施、また防災設備の煙感知器の一部にふぐあいが見られるので、煙感知器等の交換、修繕等を行いたく、これらの修繕費を増額補正をお願いするものでございます。

次に、同じく大事業、文書管理費、中事業、情報管理費、小事業、事務費188万円の減額につきましては、市政情報コーナーの事務職員に再任用職員を配置したため、パート職員の賃金を減額するものでございます。

次に、目５財産管理費、大事業、市有財産管理費、中事業、諸工事費83万6,000円の増額につきましては、宮寺旧北中野集会所の解体費用を計上いたすものでございます。この旧北中野集会所は、以前元狭山駐在所として建設されましたが、老朽化などの理由から博物館東側に新築移転いたしました。その後地元区長からの要請で地区集会所として利用されてきましたが、貸付期間満了をもって返還したい旨の申し出がされ、平成20年３月をもって返還されたものでございます。今後の利用計画がないことから、財源確保のために公売により売却予定しているものでございます。

続きまして、項２徴税費目１税務総務費、節２給料834万円及び節３職員手当等535万4,000円の減額につきましては、市民税課の職員の配置を１名減にしたことによるものでございます。

同じく節13委託料、大事業、税務管理費3,150万円の増額につきましては、税制改正に伴います市税等オンラインシステムの改造が必要となるための補正をお願いするものでございます。そのうち約2,600万円が公的年金等の特別徴収に係る改造費用でございます。実際の特別徴収は、平成21年10月の年金支給分からでございます。平成21年１月には、社会保険庁から年金支払い調書が電子データで私どものほうに送られてきます。今年度中に改造すべき部分について補正をお願いするものでございます。その他は、寄附金の税額控除等の税制改正に伴います改造費が入っております。

次に、予算説明書18から19ページをお開き願いたいと思います。同じく目２賦課徴収費、節23償還金、利子及び割引料、大事業、過誤納還付金及び還付加算金、中事業、過誤納還付金及び還付加算金2,800万円の増額につきましては、税源移譲における年度末の所得変動に係る住民税の還付金として、当初予算に１億円、該当者4,000人で当初見まして、１人当たりの還付金を２万5,000円で見ておりました。それが１億円でございます。を合計したものでございますが、平成20年度の住民税の課税が６月に確定し、１億2,800万円の還付金が見込まれることから、不足する2,800万円の補正をお願いするものでございます。

同じく中事業、市県民税配当割、株式等譲渡所得割還付金等でございます。50万円の増額につきましては、当初予算で過去の還付状況等を参考に200万円を計上いたしましたが、既に過去の還付実績を上回ったということで今後さらに還付が見込まれますので、50万円ほど増額補正をお願いするものでございます。

以上、補正予算の概要説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長　これより総務部所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　なければ総務部所管のものについての質疑を終結いたします。

以上で総務部所管のものについての質疑は終了いたしましたが、各部所管のものについての質疑が終了するまで、討論、採決は保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前１１時０１分　休憩

午前１１時０２分　再開

委員長　会議を再開いたします。

次に、議会事務局所管のものについて議会事務局長より説明を求めます。

概要説明

議会事務局長　それでは、議会事務局所管のものについてご説明いたしま

す。

予算説明書、事項別明細書14、15ページをごらんください。まず、款１項１目１議会費、大事業、議員報酬等についての補正であります。議員の期末手当につきましては、入間市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に基づき年間4.4カ月分を予算措置しておりましたが、平成20年３月議会におきまして入間市議会の議員の期末手当の特例に関する条例の１年間延長が決まったことから、0.2カ月分、241万9,000円を減額するものです。

次に、大事業、議会運営費、中事業、事務費についての補正であります。現在議員控室で使用しているパソコンにつきましては、平成20年１月末をもってリース契約が終了したものを無償譲渡により譲り受け、そのまま使用しております。当初予算では、今年度新たにリースするものとして使用料及び賃借料で予算措置しておりましたが、パソコン価格が以前よりも比較的安価になっており、リース契約によるメリットがなく、職員が使用するパソコンについても既に買い取り方式に移行されていることから、議員控室で使用するパソコンについても買い取り方式に変更するものでございます。具体的には、使用料及び賃借料のうち36万8,000円を減額し、備品購入費40万5,000円を増額するもので、差し引き３万7,000円の増額となっております。なお、議員控室用６台のうち今年度３台購入し、来年度残りの３台を購入する予定です。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

委員長　　これより議会事務局所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　　なければ議会事務局所管のものについての質疑を終結いたします。

次に、監査委員事務局所管のものについて監査委員事務局長より説明を求めます。

概要説明

監査委員事務局長　明細書18ページから19ページにございます目１監査委員費の補正額23万4,000円につきましては、４月の職員の異動によりまして職員手当等の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。

委員長　　これより監査委員事務局所管のものについて質疑に入ります。

質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　　なければ監査委員事務局所管のものについての質疑を終結いたします。

ここで休憩いたします。

午前１１時０５分　休憩

午前１１時０６分　再開

委員長　　会議を再開いたします。

これより討論に入ります。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長　　なければ討論を終結いたします。

これより議案第86号　平成20年度入間市一般会計補正予算（第２号）のうち所管のものについて採決をいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔(異議なし) と言う人あり〕

委員長　　ご異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決いたしました。

△　閉会の宣告（午前１１時０７分）

委員長　　これで当委員会に付託されました事件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして総務常任委員会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△　署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

総務常任委員会委員長　山　本　秀　和